

おどろき、快適、仕事と暮らし



第77回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2025年9月18日（木曜日）

午前10時（午前9時受付開始）

■ 開催場所

東京都千代田区九段北一丁目8番10号

住友不動産九段ビル

ベルサール九段

3階イベントホール

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応方針（買収への対応方針）
更新の件

株主優待制度 拡充のご案内

後記の「株主優待制度変更のご案内」を
ご覧ください。

株式会社キングジム

証券コード：7962



平素より格別のご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

当社を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えております。ペーパーレス化の進展やAI技術の普及、さらには価値観やライフスタイルの多様化により、社会環境は急速に変化しております。こうした環境変化の中でも、当社は「独創的な商品を開発し、新たな文化の創造をもって社会に貢献する」という経営理念のもと、「ピンチはチャンス」と捉え、お客様に新たな価値を提供すべく取り組んでおります。

2025年6月期は、新たな経営体制のもと、第11次中期経営計画の初年度として目標達成に向けた各種施策を推進し、前期比で増収増益を達成いたしました。文具事務用品事業では、基盤事業である「テプラ」でウェブCMを展開し、テープ用途拡大につながる取り組みを積極的に行いました。また、防災・防犯対策用品においては、世の中の防災・防犯に対する意識の高まりを受けて、売上が大きく伸びいたしました。ライフスタイル用品事業では、依然として円安の影響はあるものの、夏物商材やキッチン雑貨などの積極的な新製品投入により順調に推移する結果となりました。

現中期経営計画の2年目となる2026年6月期では、引き続き「社会の変化の波をチャンスと捉え新たな成長へ」をテーマに掲げ、既存ビジネスの強化を図るとともに、「サービス事業への展開」「ライフスタイル分野の拡大」「海外事業の強化」の3つの骨太の方針を遂行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 木村 美代子

株 主 各 位

(証券コード 7962)
2025年9月2日
(電子提供措置の開始日 2025年8月26日)

東京都千代田区東神田二丁目10番18号

株式会社キングジム

代表取締役社長 木 村 美 代 子

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.kingjim.co.jp/ir/stock_bond/agm.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または、証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、**2025年9月17日（水曜日）午後5時35分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月18日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3階イベントホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第77期（自2024年6月21日至2025年6月20日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（自2024年6月21日至2025年6月20日）計算書類報告の件

- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件 |

4. 議決権に関する事項

- (1) 議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。
- (3) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- (1) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告の「会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによるご行使

行使期限

**2025年9月17日（水曜日）
午後5時35分行使分まで**



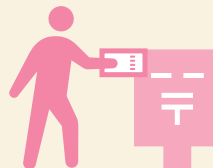
スマートフォン等により、同封の議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

書面によるご行使

行使期限

**2025年9月17日（水曜日）
午後5時35分到着分まで**



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

株主総会への出席によるご行使



株主総会開催日時

**2025年9月18日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）**

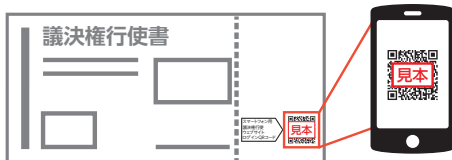
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

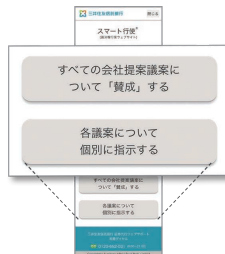
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくとPC向けサイトへ遷移できます。

※操作画面はイメージです。

※インターネットの接続料金および通信用料等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使 に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

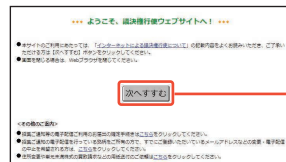
電話番号 **0120-652-031** (フリーダイヤル) 受付時間：午前9時～午後9時

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

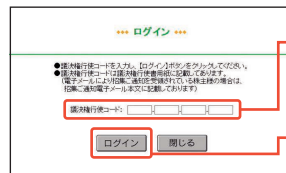
<https://www.web54.net>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

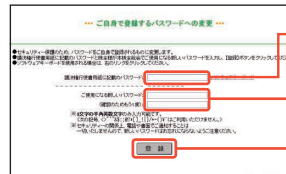
- ② 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインしてください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」をクリック

- ③ 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードをご登録ください。



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を
設定

「登録」をクリック

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●機関投資家の皆様へ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元と機動的な経営施策遂行のための内部留保を総合的に考慮のうえ、配当性向の基準を40%とし、安定配当を目指しております。

期末配当および剰余金の処分につきましては、業績および今後の事業展開等を勘案しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金 銭

2

配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当社普通株式 1株当たり 7 円

総額 196,883,232 円

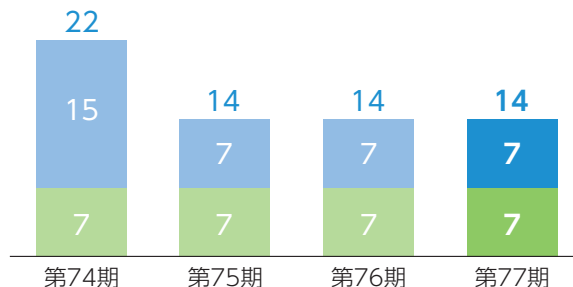
なお、中間配当金として1株当たり7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり14円となります。

3

剰余金の配当が
効力を生じる日 2025年9月19日

【ご参考】 1株当たり配当金

■ 中間配当金 (円) ■ 期末配当金 (円)



2. その他の剰余金の処分に関する事項

1

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 400,000,000 円

2

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 400,000,000 円

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名			現在の当社における 地位および担当			取締役会 出席状況
1	みやもと 宮本	あきら 彰	再 任	取締役会長			100% (13回／13回)
2	きむら 木村	みよこ 美代子	再 任	代表取締役社長 社長執行役員 兼 C E O 兼 開発本部担当			100% (13回／13回)
3	はぎた 萩田	なおりち 直道	再 任	取締役 専務執行役員 構造改革担当 兼 営業推進本部 担当 兼 営業戦略本部担当			100% (13回／13回)
4	はらだ 原田	しんいち 伸一	再 任	取締役 専務執行役員 管理本部長 兼 C F O 兼 海外 事業本部長 兼 海外販売系子会 社担当			100% (13回／13回)
5	かめだ 亀田	たかのぶ 登信	再 任	取締役 常務執行役員 広報・I R 部担当 兼 E C 事業 部担当 兼 品質管理部担当			100% (13回／13回)
6	かきうち 垣内	けいこ 恵子	再 任	社 外	独 立	取締役	100% (13回／13回)
7	いわき 岩城	みずほ	再 任	社 外	独 立	取締役	100% (13回／13回)
8	ひらき 平木	いくみ	再 任	社 外	独 立	取締役	100% (13回／13回)
9	くらしま 倉島	かおる 薫	新 任	社 外	独 立	—	—



候補者番号

1

みやもと
宮本あきら
彰

(1954年8月11日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1977年3月	当社入社	2024年9月	当社取締役会長（現任）
1984年9月	当社常務取締役総合企画室長		
1986年9月	当社専務取締役		
1992年4月	当社代表取締役社長		

所有する当社株式の数

831,161株

取締役候補者とした理由

同氏は、1984年に当社取締役に就任して以来、長年にわたり社業を牽引してまいりました。当社の持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たし、その豊富な経験と幅広い知見が今後も不可欠であることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

2

きむら
木村みよこ
美代子

(戸籍上の氏名：酒川美代子)

(1964年6月12日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1988年4月	プラス株式会社入社	2021年5月	同社取締役ブランディング、デザ インおよびサプライヤーリレーシ ョン担当
1999年5月	アスクル株式会社入社	2021年6月	アサヒホールディングス株式会社 (現AREホールディングス株式会社) 社外取締役 監査等委員
2010年2月	アスマル株式会社代表取締役社長	2022年9月	当社取締役常務執行役員
2017年8月	アスクル株式会社取締役CMO執 行役員BtoCカンパニーライフ リエイション本部長兼バリュー・ クリエーション・センター本部長	2023年6月	日本郵政株式会社社外取締役（現任）
		2024年9月	当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

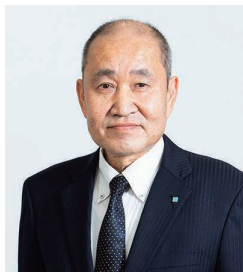
所有する当社株式の数

15,498株

(現在の担当) CEO 兼 開発本部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営とマーケティングに関する幅広い見識と実績を有し、当社においては開発本部を牽引しております。2024年より当社代表取締役社長に就任して以降も、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮していることから、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 **3** はぎた なおみち
萩田 直道 (1960年5月25日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1983年3月	当社入社	2012年9月	当社常務取締役
2002年5月	当社経営企画室長	2018年9月	当社専務取締役
2006年6月	当社執行役員	2020年9月	当社取締役専務執行役員（現任）
2010年9月	当社取締役		

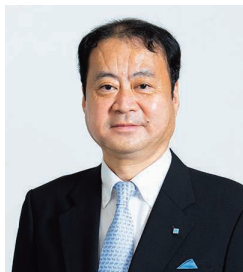
所有する当社株式の数

23,790株

（現在の担当） 構造改革担当 兼 営業推進本部担当 兼 営業戦略本部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社において経営企画部門、営業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 **4** はらだ しんいち
原田 伸一 (1961年9月19日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1984年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2014年8月	当社顧問
2008年4月	三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司（現MUFGバンク（中国）有限公司）上海支店副支店長	2014年9月	当社執行役員
2011年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現MUFGバンク（ヨーロッパ）ドイツ総支配人兼デュッセルドルフ支店長	2014年9月	当社取締役
		2015年9月	当社常務取締役
		2020年9月	当社取締役常務執行役員
		2023年9月	当社取締役専務執行役員（現任）

所有する当社株式の数

24,196株

（現在の担当） 管理本部長 兼 C F O 兼 海外事業本部長 兼 海外販売系子会社担当

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を有し、当社においては管理本部、海外事業本部を牽引しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

5

かめだ
亀田たかのぶ
登信

(1963年1月24日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1985年4月 当社入社

2006年11月 当社電子文具事業推進部長

2011年6月 当社執行役員

2014年9月 当社取締役

2016年9月 当社常務取締役

2020年9月 当社取締役常務執行役員（現任）

所有する当社株式の数

24,231株

(現在の担当) 広報・IR部担当 兼 EC事業部担当 兼 品質管理部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社において経営企画部門、開発部門、広報部門およびEC事業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

6

かきうち
垣内けいこ
恵子

(1962年1月25日生)

再任

社外

独立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1998年4月 弁護士登録

1998年4月 宮原・須田・石川法律事務所入所

2003年10月 笠原総合法律事務所入所

2012年8月 涼和総合法律事務所開設

2015年9月 当社社外監査役

2016年6月 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）社外監査役

2018年3月 株式会社矢野経済研究所監査役（現任）

2019年9月 当社社外取締役（現任）

2025年1月 高木総合法律事務所入所（現任）

所有する当社株式の数

6,300株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い見識と実績を有しており、当該経験、見識や実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数

1,200株

候補者番号

7

いわき

岩城

みずほ

(戸籍上の氏名：岩城美津穂)

(1965年8月17日生)

再任

社外

独立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1988年4月	日本放送協会松山放送局入局	2021年9月	当社社外取締役（現任）
1991年2月	フリーアナウンサー	2022年5月	MZ Benefit Consulting株式会社 社代表取締役（現任）
2007年3月	株式会社NTTソルコ（現株式会社 NTTネクシア）入社	2022年8月	社会保険労務士登録
2008年6月	住友生命保険相互会社入社	2023年12月	一般社団法人みんなの金融教育協 会代表理事（現任）
2009年12月	オフィスベネフィット代表（現任）	2024年4月	特定非営利活動法人みんなのお金 のアドバイザー協会理事長（現任）
2011年7月	CFP®認定		
2019年9月	特定非営利活動法人みんなのお金 のアドバイザー協会副理事長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、放送業界での経験と金融商品に関する幅広い知見を有しており、当該経験や知見を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数

1,200株

候補者番号

8

ひらき

平木

いくみ

(1975年4月4日生)

再任

社外

独立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1998年4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行	2018年4月	放送大学客員教授
2003年4月	早稲田大学商学部助手	2018年4月	東京国際大学商学部教授（現任）
2009年10月	早稲田大学総合研究機構マーケ ティング・コミュニケーション 研究所招聘研究員（現任）	2018年9月	早稲田大学大学院商学研究科非 常勤講師（現任）
2012年4月	東京国際大学商学部准教授	2022年9月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、マーケティング論の専門家としての幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数

— 株

候補者番号

9

くらしま
倉島

かおる
薫

(1960年5月5日生)

新任

社外

独立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1984 年 4 月	味の素株式会社入社	2021 年 6 月	同社取締役
2011 年 7 月	ペルー味の素社取締役社長	2022 年 6 月	公益財団法人味の素ファンデーション理事長（現任）
2013 年 7 月	インドネシア味の素社取締役社長	2023 年 6 月	日本うま味調味料協会会長（現任）
2015 年 6 月	味の素株式会社執行役員	2023 年 9 月	株式会社物語コーポレーション社外取締役（現任）
2016 年 6 月	同社常務執行役員	2024 年 6 月	株式会社JSP社外取締役（現任）
	タイ味の素社取締役社長		
2019 年 6 月	味の素株式会社専務執行役員		
2020 年 6 月	株式会社J-オイルミルズ社外取締役		
2021 年 4 月	味の素株式会社グローバルコーポレート本部長 兼 コーポレートサービス本部長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、グローバルに事業展開を行う企業の現地法人社長等を歴任するなど、海外の事業運営における豊富な経験と経営者としての見識を有しており、当該経験や見識を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、社外取締役候補者とした。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2025年6月20日現在の状況であります。
3. 垣内恵子氏、岩城みずほ氏、平木いくみ氏および倉島薫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平木いくみ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由のとおり、社外役員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 垣内恵子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。岩城みずほ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。平木いくみ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 垣内恵子氏、岩城みずほ氏、平木いくみ氏および倉島薫氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。当社は、垣内恵子氏、岩城みずほ氏、平木いくみ氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、倉島薫氏が取締役として選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、垣内恵子氏、岩城みずほ氏、平木いくみ氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、再任された場合、同契約を継続する予定であります。また、倉島薫氏が取締役として選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役を含む役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等が職務の執行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、役員等が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役候補者が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新（2026年2月）時には同程度の内容での更新を予定しております。

（ご参考）独立性に関する基準

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が、以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- i. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ii. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- iii. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- iv. 最近1年間において、上記 i から iii までのいずれかに該当していた者
- v. 次の a から c までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族
 - a. 上記 i から iv までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）
 - c. 最近1年間において b または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者をいいます。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社に行った者をいいます。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外の報酬が当該コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に過去に所属していた者をいう）の売上（総報酬額）の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社または当社の子会社から得ていることをいいます。

(ご参考) 本株主総会後の取締役等のスキルマトリックス (予定)

氏名	役職名	スキル・経験・知識等								
		経営経験	業界知見	国際経験	営業 マーケティング	製品開発 製造	財務会計	法律	D X ・ I T	サステナ ビリティ
宮本 彰	取締役会長	○	○			○				○
木村美代子	代表取締役社長 社長執行役員	○			○	○				○
萩田直道	取締役 専務執行役員	○	○		○					○
原田伸一	取締役 専務執行役員	○		○			○			○
亀田登信	取締役 常務執行役員	○	○			○				○
垣内恵子	社外取締役							○		
岩城みずほ	社外取締役						○	○		
平木いくみ	社外取締役				○					
倉島 薫	社外取締役	○		○	○					○
清水和人	常勤監査役			○			○	○		
今堀克彦	社外監査役	○						○		
林 陽子	社外監査役						○			
井上拓人	上席執行役員	○		○						
小島祐介	上席執行役員								○	○
高橋荘太郎	上席執行役員					○				○

(注) 上記一覧表は、取締役等有するスキル・経験・知識等のうち、最大4つを記載しており、すべてを表すものではありません。

第3号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件

当社は、2007年9月13日開催の当社第59回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では2022年9月15日開催の当社第74回定時株主総会の決議によりその更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

現プランの有効期間満了に先立ち、現プランを更新することにつき当社定款第17条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります（以下この更新を「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

また、本議案についてのご承認の決議は、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく当社定款第16条第3項の決議でもあります。

本プランは、近時の買収への対応方針や対抗措置に関する裁判例や実務動向を踏まえ、対象となる買付等の追加、対抗措置の内容の加筆調整を行い、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して当該実施が株主の皆様の合理的な意思に基づくものであることを確保するため原則として株主総会を開催することとする等、現プランの内容を一部見直しております。

また、当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するために取締役の任期を1年とし、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上まで高めてきました。第2号議案 取締役9名選任の件が本総会においてご承認いただければ、社外取締役は4名体制となります。

1. 本更新の目的

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断し、2025年7月31日開催の取締役会において、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に現プランを更新することを決定いたしました。

本議案は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランへの更新をお諮りするものであります。

2. 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③多様な販売チャネルと顧客サポート力、④ファンとのコミュニケーション展開、さらには⑤全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「社会の変化の波をチャンスと捉え新たな成長へ」をテーマに、中期経営計画において、既存ビジネスを強化しながら、「サービス事業への展開」「ライフスタイル分野の拡大」「海外事業の強化」の3つの骨太の方針を遂行します。また、柔軟な開発体制と独創的な商品群、多様な販売チャネルを活用し、経営基盤の強化と持続的な成長を目指します。さらに、サステナビリティへの取組みについては、マテリアリティ（重要課題）の解決に向け、社会とともに持続可能な発展を目指します。これらの取組みに加えて、ファンとの双方向コミュニケーションを通じてブランドの認知度を向上させ、企業価値の向上に努めます。

① 既存ビジネスの強化

社会の変化に合わせ、働く現場と暮らしに寄り添う開発戦略と、お客様と商品の特性に合った販売チャネルに商品を提供する販売戦略を進めます。新たな取組みとして、営業と開発、2つの機能を併せ持つ新部門（デマンドチェーンクリエーション部）を編成し、販路開拓とマーケットイン型の商品開発を並行して行い、新たな価値を提供します。また、デザイン力による企業価値の向上を目指し、国内外のアーティストやデザイナーを巻き込み、キングジムデザインを総合的にプロデュースするデザイン・ブランドコミッティ構想を進めます。

② サービス事業への展開

デザイン×デジタルを活用した新サービスの開始を目指します。デザインデジタルプラットフォームを構築し、「表示」ニーズをビジネスに結び付ける事業の立ち上げや、AIをサービスに活用し、「表示」のお客様ニーズを分析し、新しい価値を創造します。

③ ライフスタイル分野の拡大

グループ各社の成長とグループシナジー強化を進めます。グループ会社間で成功事例や強み、課題を共有しあうグループマネジメントコミッティを設立し、各社の成長とグループシナジーを高めます。また、M&Aによるライフスタイル用品のジャンルの拡大も検討します。

④ 海外事業の強化

海外向けにマーケットインでの商品展開を進めます。お客様・商品・チャネル・生産の一気通貫モデルを実現し、海外売上比率の向上を目指します。また、海外販路を強化する戦略的M&Aも検討します。

当社グループの資源については、海外工場の活用として「ファイル+ライフスタイル用品の工場」へと進めます。ファンとのコミュニケーション展開では、新価値を創造するカスタマーエンゲージメントの向上を目指し、強みのSNSとECを連動させ、お客様中心のブランディング・商品づくりを推進します。人的資本経営においては、会社と社員が共に成長し、挑戦し続ける組織を目指します。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランにかかる手続

本プランは、当社の株券等の大量買付けを行おうとする者が現れたときに、大量買付者に対し、事前に当該大量買付けに関する情報の提供を求め、当該大量買付けについての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記（2）「本プランにかかる手続」をご参照ください。）。なお、大量買付者には、本プランにかかる手続を遵守していただき、本プランにかかる手続の開始後、後述の独立委員会において新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する勧告がなされるまでの間、または当社株主総会において新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議がなされるまでの間、大量買付けを進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付けを行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当てに際しての検討事由」をご参照ください。）には、当社は、原則として、株主意思確認のための株主総会の決議を経た上で、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が大量買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則¹に従い、（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役²）または（iii）社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、本総会で第2号議案「取締役9名選任の件が原案通り承認可決されれば、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成される予定です。本更新当初の独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙のとおりです。

(d) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大量買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大量買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、大量買付者の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化され

る可能性があります。

(2) 本プランにかかる手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する当社株券等の買付けその他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付けその他の取得または第三者が自己の共同保有者⁶となる関係⁷の組成
- ② 当社が発行者である株券等⁸について、公開買付け⁹を行う者の株券等所有割合¹⁰およびその特別関係者¹¹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した当社の定める書式による書面（買付者等の代表者による署名または記名押印がなされたものとし、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等¹²とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無および内容、買付者等による当該買付等と同種の取引の経験およびその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）¹³
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

（c）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、必要に応じて当社取締役会に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間（ただし、対価に円貨の現金以外のものを含む公開買付けによる当社の株券等の買付けが行われる場合は最長90日間）の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会の開催の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日を上限とするものとしします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会の開催の勧告を行うよう最大限努めるものとしします。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当てに際しての検討事由」に定める検討事由のうち検討事由1に該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告できるものとしします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとしします。

（イ）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ロ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により検討事由が存しなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が検討事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が検討事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

③ 株主総会の開催を勧告する場合

独立委員会は、買付等が検討事由2に該当する可能性が高いと判断した場合には、その理由を付して、株主総会を開催し本新株予約権の無償割当ての実施についての株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとしします。ただし、検討事由2（a）または(b)に該当すると判断し、かつ、株主総会開催の時間がないと判断される場合には、株主意思の確認のための株主総会を開催することなく、取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施することができるとの勧告をすることができるものとしします。

(e) 株主総会の開催

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施するに際しては、独立委員会の勧告、買付等の内容、株主総会開催に要する時間等諸般の事情を踏まえた上で、事前に株主の意思を確認する株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する議案を株主総会に上程することとします。この場合、取締役会は、議決権行使の基準日、株主の中で議決権を行使できる者の範囲、当該株主総会の開催日時の詳細について適用ある法令等に従って開示するものとします。株主の皆様の意思の確認は、議決権行使書またはインターネットによる議決権行使による出席を含め出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によって決するものとします。ただし、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を実行しようとする場合（(d) ①の場合）、(d) ③ただし書により独立委員会が株主総会を経ずに本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

(f) 取締役会の決議

上記 (e) に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い決議を行うものとします。他方、独立委員会から上記 (d) ①または③ただし書の勧告がなされ株主総会を開催しない場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした場合または株主総会が本対抗措置を実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。取締役会が上記手続に従い新株予約権無償割当て決議を行う場合、無償割当ての割当期日、無償割当て効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決議し、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。ただし、無償割当ての効力発生日前の日で取締役会が定める日までに、買付等の撤回その他 (d) ①(イ)(ロ)に該当する事由が生じたと取締役会が認める場合には、取締役会は無償割当ての効力を生じさせないことができます。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間および理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をします。

(3) 本新株予約権の無償割当てに際しての検討事由

独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての是非を判断する前提として、以下の検討事由に該当するか否かを慎重に判断します。

記

検討事由1

下記に掲げるような、本プランに定められた手続に従わない買付等であるか否か

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 独立委員会が株主総会の判断を得るように勧告した場合において、株主総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

検討事由2

以下の各号に定める要件に該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるか否か

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、時期、方法の適切性、実現可能性、関連する取引の仕組み、買付等の後の経営方針・事業計画および当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係または当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」と総称します。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹⁴の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記（i）②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得にかかる本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹⁵、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹⁶、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁷(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

① 上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において、別途定めるものとします。

② 当社は、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、買付者等有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間でもあります。）（以下「有効期間」といいます。）は、本総会における決議の時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本議案についての本総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年7月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

¹ 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役（過去に当社または当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含む。以下同様とする。））、または（iii）社外の有識者、のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法、経営学、経済学、会計学等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に

- 終了するものとする。
- ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定などを行う。
 - ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ² 過去に当社または当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同じとします。
- ³ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- ⁴ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- ⁵ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- ⁶ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。なお、同法第27条の2第7項に定義される特別関係者は、当該保有者の共同保有者とみなします。本議案において同じとします。
- ⁷ 特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）に該当する関係を含みます。本議案において同じとします。
- ⁸ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
- ⁹ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- ¹⁰ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- ¹¹ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- ¹² 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- ¹³ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- ¹⁴ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- ¹⁵ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- ¹⁶ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- ¹⁷ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

各委員は、本総会において選任された場合、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

垣内 恵子

岩城 みずほ

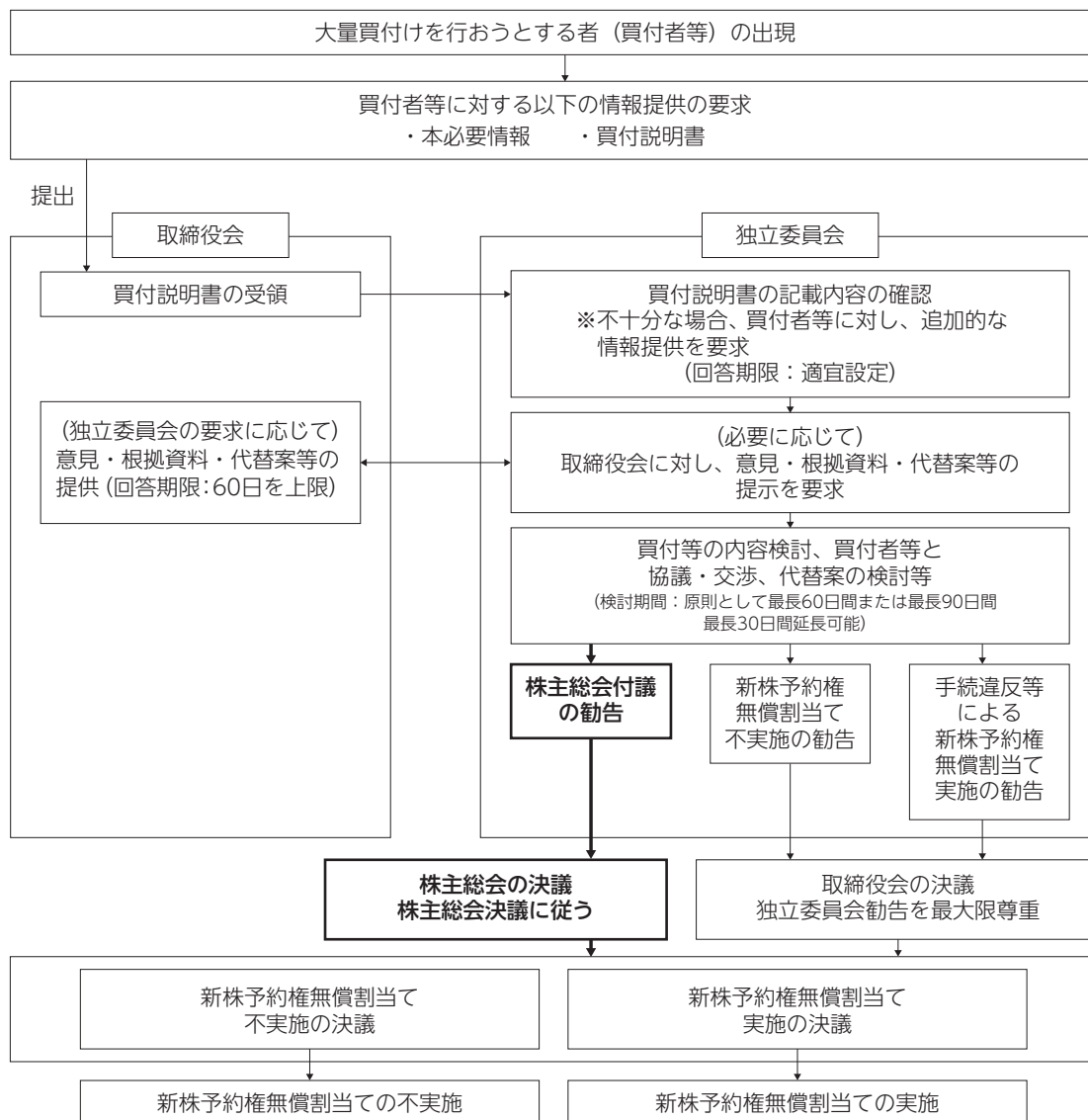
倉島 薫

各委員の略歴につきましては、本総会招集ご通知９頁から１１頁をご覧ください。

以 上

(ご参考)

当社株式の大量取得行為に関する対応方針の概要図



(注) 本概要図は本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

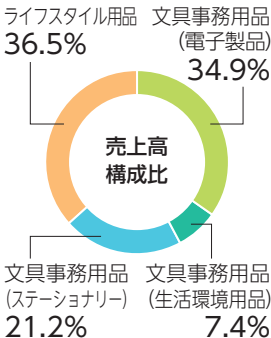
当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の増加や賃上げの一方で、物価上昇や為替変動、米国の新政権発足に伴う関税の引き上げ方針を発端とする世界経済の悪化が懸念され、先行きが依然として不透明な状況にあります。

当社がおかれている環境は、国内市場における生産年齢人口の減少やフレキシブルな労働環境、業務の効率化といった働き方の変化に大きな影響を受けております。このような状況のもと、「社会の変化の波をチャンスと捉え新たな成長へ」をテーマに掲げ、第11次中期経営計画（2025年6月期から2027年6月期）の目標達成に向けた取り組みを実行し、既存ビジネスを強化しながら、「サービス事業への展開」「ライフスタイル分野の拡大」「海外事業の強化」の3つの骨太の方針を遂行してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、ライフスタイル用品事業の伸長により、売上高は 396億3,950万円（前連結会計年度比 0.2%増）となりました。利益面では、売上総利益率の改善（前連結会計年度比 1.3ポイント増）、販売費及び一般管理費率の改善（前連結会計年度比 0.7ポイント減）により、営業利益 5 億3,771万円（前連結会計年度は 2 億4,188万円の損失）、経常利益 8 億3,624万円（前連結会計年度比 541.9%増）となりました。また、特別利益として政策保有株式の売却に伴う投資有価証券売却益、特別損失としてラチュナ事業に係るのれんの減損損失等があり、親会社株主に帰属する当期純利益は 4 億2,494万円（前連結会計年度は 3 億1,806万円の損失）となりました。

セグメント別の販売実績は、次のとおりであります。

セグメント別の概況



事業の種類別セグメントの名称		売上高（千円）	前連結会計年度比（%）
文具事務用品事業	電子製品	13,836,560	100.7
	生活環境用品	2,921,035	102.5
	ステーションナリー	8,420,497	96.2
文具事務用品事業計		25,178,093	99.4
ライフスタイル用品事業		14,461,407	101.7
合 計		39,639,500	100.2

（注）当連結会計年度より、従来の「インテリアライフスタイル事業」を「ライフスタイル用品事業」に名称変更いたしました。これに伴い、経営管理区分を見直し、従来「文具事務用品事業」に含めていた当社の連結子会社であるウインセス株式会社は、「ライフスタイル用品事業」に区分を変更しております。また、経営管理区分を見直し、従来の「電子および生活環境用品」を「電子製品」と「生活環境用品」に変更いたしました。

文具事務用品事業（電子製品）

「テプラ」では、「テプラ」PROシリーズで環境に配慮した再生材料を本体に初めて使用し、ユニバーサルデザインフォントを搭載した「テプラ」PRO SR-R560を発売いたしました。また、仕事や暮らしを快適にする「テプラ」の働く現場での活用術をまとめた「#おねがいテプラ」の動画を公開し、テープの用途拡大を目的に販売パートナーと連携して販売促進を行いました。さらに、導入を検討中の法人に対して、実機をお試しいただける2週間のデモ機無料レンタルサービスを2025年6月より提供開始するとともに、日頃より「テプラ」を活用されている企業に取材して作成した「テプラ活用導入事例集」により新たな需要の掘り起こしを図りました。

売上高

単位：百万円

13,736

13,836

第76期

第77期

文具事務用品事業（生活環境用品）

生活環境用品では、世の中の防災・防犯に対する意識の高まりを受けて、書棚や引き出しに収納可能で個人で管理しやすい「災害対策セット」や、防災対策としても使用できる防犯ブザー付きポータブルライト「ポタラ」を幅広い売り場で展開し、防災・防犯対策用品の売上が大きく伸びました。また、地球温暖化によって職場における熱中症が年々増加していることが深刻な問題となっていることを受けて、排気が熱くなく、持ち運びに便利なコンパクトサイズのスポットクーラー「排気が熱くないポータブルスポットクーラー」を発売いたしました。労働環境を改善する新製品を通して、新しい市場の開拓を目指します。

売上高

単位：百万円

2,848

2,921

第76期

第77期

文具事務用品事業（ステーショナリー）

ステーショナリーでは、「やわらか らせんリング」でリーフの差し替えや追加ができるリングノート「ラセーノ」を発売いたしました。また、一般的なA4 ファイルの半分の横幅でスリムに使えるファイルシリーズ「HOSSO（ホッソ）」を発売いたしました。近年、コスパ・タイパに続いて注目されているスぺパ（スぺースパフォーマンス）を重視する方に向けて展開しております。

2025年6月には、常日頃キングジムを応援してくださっているファンの皆様と直接お会いするイベント「キングジムファンミーティング2025」を開催いたしました。商品の開発秘話やキングジムクイズ、ワークショップなどを通じて当社についてより深く知っていただくとともに、当社商品についてのご意見を伺うことができました。

売上高

単位：百万円

8,749

8,420

第76期

第77期

ライフスタイル用品事業

株式会社ぼん家具は、上期はAmazonでの売上が牽引し、おままとキッチンや注力カテゴリである照明が売上に貢献したことで好調に推移しましたが、上昇するコストを販売価格に転嫁したことや、市場環境の変化により、主力商材の一部が苦戦したことなどで売上が落ち込み、減収となりました。

ライフオンプロダクツ株式会社は、3月に夏物商材の販売を開始し順調に推移しています。特に「お弁当用クールファン」は梅雨時期の需要にマッチした商材で、TV・雑誌の露出が急増したことも好調要因のひとつでした。

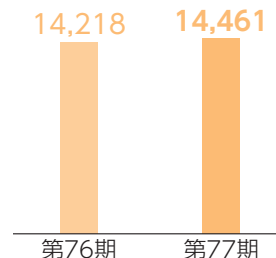
株式会社ラドンナは、電子レンジ用調理器のヒットが牽引し、キッチン雑貨も復調傾向となり、主力ブランド「Toffy」の新コレクション導入や初回導入が進んだハンディファンの加算により、売上はV字回復しました。

株式会社アスカ商会は、オフィス装飾関連を中心にグリーン類が関東や近畿で好調でした。また、観葉類も各地域で大幅に前年を上回り推移しました。商品別では、高品質でディテールにこだわった新しい取り組みの「premium collection」が売上加算に貢献しました。

ウインセス株式会社は、エレクトロニクスや自動車産業などの牽引により、売上は前年を上回りました。主要市場である電子部品業界向け手袋は、数量、金額ともに前年を僅かに上回り、非製造業を中心に新規販売ルートの開拓も実施しました。

売上高

単位：百万円



(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資

当連結会計年度における設備投資額は8億6,801万円であり、その主なものは当社新基幹システムの3億6,687万円であります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金にて賄っております。

② 資金調達

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

① マテリアリティ（重要課題）

当社の経営理念およびサステナビリティの考え方にに基づき、ESGの観点から当社の事業活動と社会課題の関連性が高い4つの項目、「独創的な商品の開発による社会貢献」「環境への配慮」「多様な人材の活躍推進」「ガバナンスの充実」をマテリアリティ（重要課題）として特定しております。マテリアリティ（重要課題）の解決を通して、持続可能な社会の実現と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

② 第11次中期経営計画

当社グループは、2027年6月期を最終年度とする第11次中期経営計画において、「社会の変化の波をチャンスと捉え新たな成長へ」をテーマに掲げ、既存ビジネスを強化しながら、「サービス事業への展開」「ライフスタイル分野の拡大」「海外事業の強化」の3つの骨太の方針を遂行してまいります。

3つの骨太の方針を展開し 次のステージへ



初年度である当連結会計年度におきましては、施策は概ね計画通りに進行し、2年目に向けた基盤を構築いたしました。売上高は410億円の計画に対し、文具事務用品事業での厚型ファイルの売上減少もあり、396億3,950万円（計画比3.3%減）と計画未達となりました。一方で、経常利益は7億円の計画に対し、売上総利益率の改善、販売費及び一般管理費率の改善により8億3,624万円（計画比19.5%増）となり、自己資本当期純利益率（ROE）は1.8%となりました。

2年目である2026年6月期については、既存ビジネスの強化として、社会の変化に合わせ、働く現場と暮らしに寄り添う開発戦略と、お客様と商品の特性に合った販売チャネルに商品を提供する販売戦略を進めてまいります。営業と開発、2つの機能を併せ持つ新部門（デマンドチェーンクリエーション部）により、販路開拓とマーケットイン型の商品開発を並行して行い、新たな価値を提供してまいります。また、デザイン力による企業価値の向上を目指し、国内外のアーティストやデザイナーを巻き込み、キングジムデザインを総合的にプロデュースするデザイン・ブランドコミッティ構想を進めてまいります。

サービス事業への展開は、デザイン×デジタルを活用した新サービスの開始を目指します。デザインデジタルプラットフォームを構築し、「表示」ニーズをビジネスに結び付ける事業の立ち上げや、AIをサービスに活用し、「表示」のお客様ニーズを分析し、新しい価値を創造します。

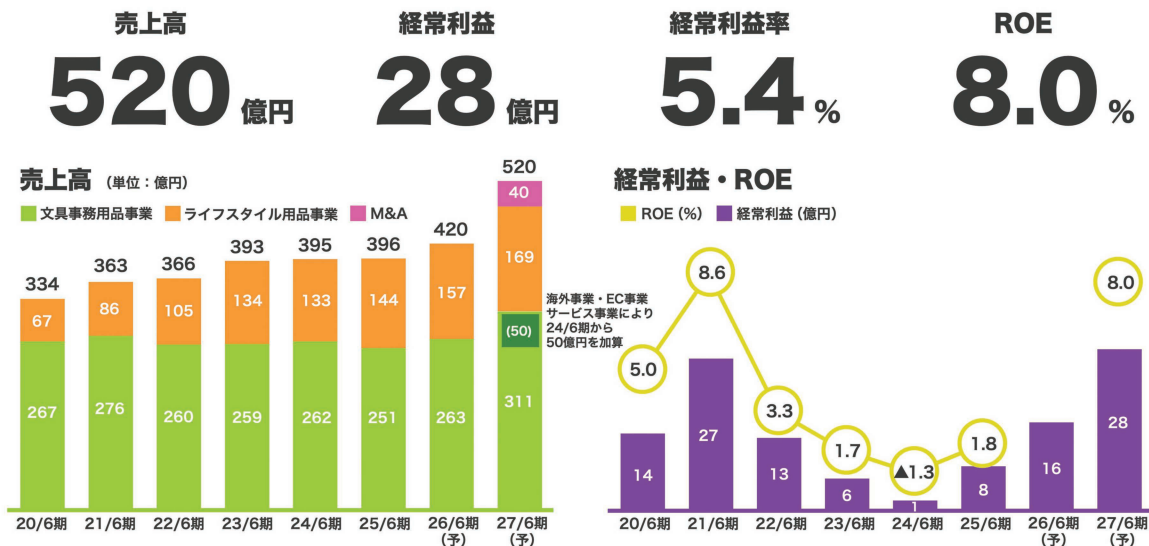
ライフスタイル分野の拡大は、グループ各社の成長とグループシナジー強化を進めます。グループ会社間で成功事例や強み、課題を共有しあうグループマネジメントコミッティにより、各社の成長とグループシナジーを高めます。また、M&Aによるライフスタイル用品のジャンルの拡大も検討いたします。

海外事業の強化は、海外向けにマーケットインでの商品展開を進めます。お客様・商品・チャネル・生産の一気通貫モデルを実現し、海外売上比率の向上を目指します。また、海外販路を強化する戦略的M&Aも検討します。

当社グループの資源については、海外工場の活用として「ファイル+ライフスタイル用品の工場」へと進めてまいります。ファンとのコミュニケーション展開では、新価値を創造するカスタマーエンゲージメントの向上を目指し、強みのSNSとECを連動させ、お客様中心のブランディング・商品づくりを推進します。人的資本経営においては、会社と社員が共に成長し、挑戦し続ける組織を目指します。

上記の施策により、第11次中期経営計画の最終年度である2027年6月期における経営数値目標は、売上高520億円、経常利益28億円、経常利益率5.4%、自己資本当期純利益率（ROE）8.0%といたします。

2027年6月期 経営数値目標



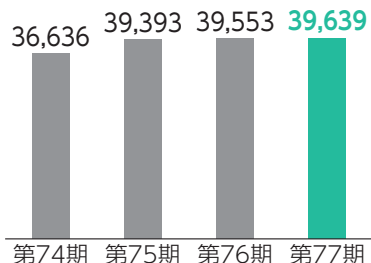
- (注) 1. 当連結会計年度より、従来の「インテリアライフスタイル事業」を「ライフスタイル用品事業」に名称変更いたしました。
2. 経営管理区分を見直し、従来「文房事務用品事業」に含めていた当社の連結子会社であるウインセス株式会社は、「ライフスタイル用品事業」に区分を変更しております。

(4) 財産および損益の状況

区 分		第 74 期 (2022年6月20日)	第 75 期 (2023年6月20日)	第 76 期 (2024年6月20日)	第 77 期 (当連結会計年度) (2025年6月20日)
売上高	(千円)	36,636,516	39,393,899	39,553,069	39,639,500
経常利益	(千円)	1,338,592	637,277	130,278	836,242
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	788,782	419,790	△318,068	424,944
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	27.69	14.72	△11.16	15.12
総資産	(千円)	33,512,184	35,812,145	35,025,032	35,513,167
純資産	(千円)	24,231,917	24,833,334	24,301,342	24,052,288
1株当たり純資産額	(円)	846.80	867.29	861.90	852.06

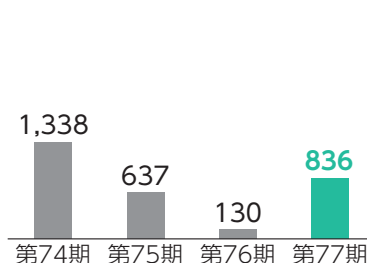
売上高

単位:百万円



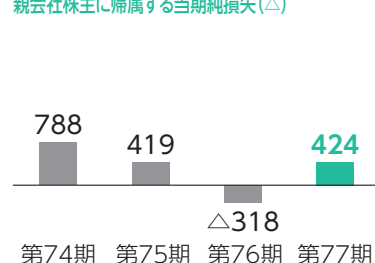
経常利益

単位:百万円



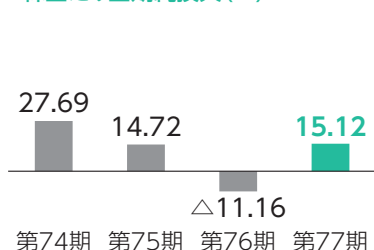
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

単位:百万円



1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)

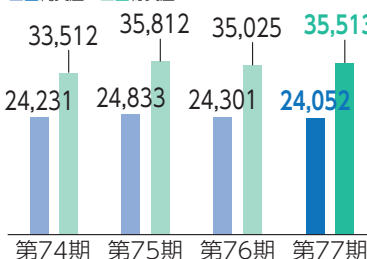
単位:円



純資産/総資産

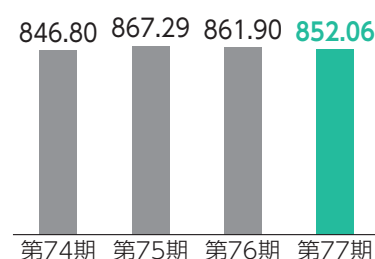
■純資産 ■総資産

単位:百万円



1株当たり純資産額

単位:円



(5) 当該事業年度の末日における主要な事業内容、主要な事業所および子会社ならびに使用人の状況

① 主要な事業内容（2025年6月20日現在）

当社の企業集団は、電子製品・生活環境用品・ステーションナリーなどの企画・製造販売およびこれらに附帯する事業活動を行う文具事務用品事業と、家具・雑貨・時計・アーティフィシャルフラワー・生活家電・ルームフレグランス等の企画・販売を行うライフスタイル用品事業を展開しております。

文具事務用品事業においては、ファイルの製造は、海外子会社でありますPT.KING JIM INDONESIA および KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.で行っており、ファイル用とじ具の製造は、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.で行っております。海外の販売子会社としては、中国市場での文具事務用品の企画・販売を行う錦宮（上海）貿易有限公司と、東南アジア市場および中国市場に対する販売拠点として、電子製品機器などの販売および開発・調達関連業務を行う錦宮（香港）有限公司と、その子会社の錦宮（深圳）商貿有限公司があります。

ライフスタイル用品事業においては、株式会社ぼん家具がインターネットによるオリジナル家具の販売を、株式会社ラドンナがキッチン雑貨・フォトフレーム・アロマ関連商品・時計の企画・販売を、株式会社アスカ商會がアーティフィシャルフラワーやインテリア雑貨の輸入・企画・販売を、ライフオンプロダクツ株式会社が生活家電・雑貨・ルームフレグランスなどの各種商品の企画・販売を、ウインセス株式会社が作業手袋等の製造・販売をそれぞれ営んでおります。

なお、当連結会計年度より、従来の「インテリアライフスタイル事業」を「ライフスタイル用品事業」に名称変更いたしました。これに伴い、経営管理区分を見直し、従来「文具事務用品事業」に含めていた当社の連結子会社であるウインセス株式会社は、「ライフスタイル用品事業」に区分を変更しております。

② 主要な事業所および子会社（2025年6月20日現在）

■株式会社キングジム（国内）

事業所名	所在地
本社	東京都千代田区東神田 二丁目10番18号
営業拠点	
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県福岡市
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
広島営業所	広島県広島市
物流拠点	
東京ロジスティクスセンター	東京都江戸川区
大阪物流センター	大阪府大阪市
福岡物流センター	福岡県福岡市
その他拠点	
松戸事業所	千葉県松戸市

■子会社（国内）

会社名	所在地
営業拠点	
株式会社ラドンナ	東京都江東区
株式会社アスカ商会	愛知県名古屋市
株式会社ばん家具	和歌山県海南市
ライフオンプロダクツ株式会社	大阪府大阪市
営業・生産拠点	
ウインセス株式会社	香川県高松市

■子会社（海外）

会社名	所在地
営業拠点	
錦宮（上海）貿易有限公司	中国上海市
錦宮（香港）有限公司	中国香港特别行政区
錦宮（深圳）商貿有限公司	中国広東省深圳市
生産拠点	
PT.KING JIM INDONESIA	インドネシア東ジャワ州
KING JIM (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア ケダ州
KING JIM (VIETNAM)Co.,Ltd.	ベトナム ビンズン省

③ 使用人の状況（2025年6月20日現在）

（イ）企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
文具事務用品事業	1,510名	106名減
ライフスタイル用品事業	228名	22名増
合 計	1,738名	84名減

（注）使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

（ロ）当社の使用人の状況

使用人数 （前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
366名（6名減）	41.3歳	17.2年

（注）使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2025年6月20日現在）

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PT.KING JIM INDONESIA	千米ドル 10,000	% 99.9	クリアーファイルを中心とした 化 成 品 ファ イ ル の 製 造
KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.	千マレーシアリングgit 16,560	% 100.0	キ ン グ ファ イ ル 等 用 の 金 属 製 と じ 具 の 製 造
株 式 会 社 ラ ド ン ナ	千円 90,000	% 100.0	室内装飾雑貨・キッチン雑貨・ 時 計 の 企 画 ・ 販 売
錦 宮 （ 上 海 ） 貿 易 有 限 公 司	千米ドル 2,967	% 100.0	文 具 事 務 用 品 の 企 画 ・ 販 売
KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.	千米ドル 10,000	% 100.0	キングファイル等の製造・販売
株 式 会 社 ア ス カ 商 会	千円 13,000	% 100.0	造花（アーティフィシャルフラワー）・ インテリア雑貨の輸入・企画・販売
錦 宮 （ 香 港 ） 有 限 公 司	千香港ドル 7,223	% 100.0	電子製品機器等の販売および 開 発 ・ 調 達 関 連 業 務 の 受 託
株 式 会 社 ぼ ん 家 具	千円 10,000	% 100.0	インターネットによる家具の通信販売
錦 宮 （ 深 圳 ） 商 貿 有 限 公 司	千米ドル 285	% 100.0	電子製品機器等の販売および 開 発 ・ 調 達 関 連 業 務 の 受 託
ウ イ ン セ ス 株 式 会 社	千円 48,000	% 100.0	作 業 手 袋 等 の 製 造 ・ 販 売
ライフオンプロダクツ株式会社	千円 10,000	% 100.0	生活家電・雑貨・ルームフレグ ラ ン ス 等 の 企 画 ・ 販 売

(7) 主要な借入先および借入額（2025年6月20日現在）

借 入 先	借 入 残 額
株式会社三井住友銀行	2,757,148千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,912,290千円
株式会社みずほ銀行	792,432千円
三井住友信託銀行株式会社	792,432千円

2 会社の株式に関する事項（2025年6月20日現在）

(1) 発行可能株式総数

100,000,000株

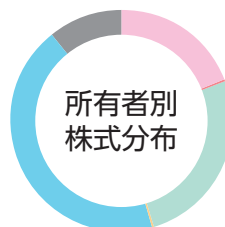
(2) 発行済株式の総数

31,459,692株

（うち自己株式 3,333,516株）

(3) 当事業年度末の株主数

23,158名



金融機関	19.06%
証券会社	0.27%
その他国内法人	25.95%
外国人	0.29%
個人・その他	43.83%
自己名義	10.60%

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,139	7.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,513	5.38
株式会社三井住友銀行	1,306	4.65
キングジム第一共栄持株会	1,024	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	969	3.45
株式会社ヨドバシカメラ	944	3.36
三井住友信託銀行株式会社	898	3.19
有限会社メイフェア・クリエイション	853	3.03
宮本 彰	831	2.96
株式会社エムケージム	775	2.76

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 266,500株

2. 当社は、自己株式を3,333,516株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数 (千株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役を除く）	27	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (3) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（2025年6月20日現在）

発行決議の日	2013年9月19日	2014年9月18日	2015年9月17日	2016年9月15日
新株予約権の数	1,353個	1,596個	1,664個	1,831個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,530株	15,960株	16,640株	18,310株
新株予約権の払込金額（1株当たり）	607円	629円	728円	743円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	1円	1円	1円	1円
新株予約権行使期間	2013年10月22日～ 2043年10月21日	2014年10月21日～ 2044年10月20日	2015年10月21日～ 2045年10月20日	2016年10月21日～ 2046年10月20日
当社役員の保有状況				
取締役（社外取締役を除く）	2人 1,353個	4人 1,596個	4人 1,664個	4人 1,831個
社外取締役	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—

発行決議の日	2017年9月14日	2018年9月19日	2019年9月19日
新株予約権の数	1,605個	1,729個	1,865個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,050株	17,290株	18,650株
新株予約権の払込金額（1株当たり）	887円	814円	794円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	1円	1円	1円
新株予約権行使期間	2017年10月21日～ 2047年10月20日	2018年10月20日～ 2048年10月19日	2019年10月19日～ 2049年10月18日
当社役員の保有状況			
取締役（社外取締役を除く）	4人 1,605個	4人 1,729個	4人 1,865個
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の地位、氏名、担当、重要な兼職状況（2025年6月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
取 締 役 会 長	宮 本 彰	
代表取締役社長	木 村 美代子	社長執行役員 兼 CEO 兼 開発本部長 日本郵政株式会社 社外取締役
取 締 役	萩 田 直 道	専務執行役員 営業本部担当 兼 国内子会社統括部担当
取 締 役	原 田 伸 一	専務執行役員 管理本部長 兼 CFO 兼 海外事業本部長 兼 海外販売系子会社担当
取 締 役	亀 田 登 信	常務執行役員 広報・IR部担当 兼 EC事業部担当 兼 品質管理部担当 兼 広報・IR部長
取 締 役	垣 内 恵 子	高木総合法律事務所 弁護士 株式会社矢野経済研究所 監査役
取 締 役	廣 川 克 也	一般財団法人SFCフォーラム 業務統括・事務局長 SFCフォーラムファンド ファンドマネージャー
取 締 役	岩 城 みずほ	MZ Benefit Consulting株式会社 代表取締役 オフィスベネフィット 代表 特定非営利活動法人みんなのお金のアドバイザー協会 理事長 一般社団法人みんなの金融教育協会 代表理事
取 締 役	鈴 木 貴 子	エステー株式会社 会長 コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役 富士フイルムホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	平 木 いくみ	東京国際大学商学部 教授 早稲田大学総合研究機構マーケティング・コミュニケーション研究所 招聘研究員 早稲田大学大学院商学研究科 非常勤講師
常 勤 監 査 役	清 水 和 人	
監 査 役	今 堀 克 彦	弁理士法人秀和特許事務所 所長 弁理士 株式会社IA Beacon 代表取締役
監 査 役	林 陽 子	税理士法人タクトコンサルティング 税理士

事業報告

- (注) 1. 取締役垣内恵子氏、廣川克也氏、岩城みずほ氏、鈴木貴子氏および平木いくみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役今堀克彦氏および林陽子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林陽子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役垣内恵子氏、廣川克也氏、岩城みずほ氏、鈴木貴子氏および平木いくみ氏、ならびに監査役今堀克彦氏および林陽子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役垣内恵子氏、廣川克也氏、岩城みずほ氏、鈴木貴子氏および平木いくみ氏、ならびに監査役今堀克彦氏および林陽子氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の担当および重要な兼職状況の異動は以下のとおりです。

氏 名	新	旧	異動年月日
宮 本 彰	取締役会長	代表取締役社長 兼 CEO	2024年9月19日
木村 美代子	代表取締役社長 社長執行役員 兼 CEO 兼 開発本部長	取締役常務執行役員 開発本部長 兼 CMO	2024年9月19日
		AREホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員	2025年6月17日
萩田 直道	取締役専務執行役員 営業本部担当 兼 国内子会社統括部担当	取締役専務執行役員 経営企画部特命担当 (サステナビリティ、M&A担当) 兼 営業本部担当	2024年9月19日
亀田 登信	取締役常務執行役員 経営企画部担当 兼 広報・IR部担当 兼 EC事業部担当 兼 広報・IR部長	取締役常務執行役員 経営企画部担当 兼 EC事業部担当 兼 広報室担当	2024年6月21日
	取締役常務執行役員 広報・IR部担当 兼 EC事業部担当 兼 品質管理部担当 兼 広報・IR部長	取締役常務執行役員 経営企画部担当 兼 広報・IR部担当 兼 EC事業部担当 兼 広報・IR部長	2024年9月19日
高 野 真		取締役常務執行役員 調達本部長 兼 品質管理部担当 兼 国内子会社統括部担当 兼 海外生産系子会社担当	2024年9月19日
垣内 恵子		TOPPANホールディングス株式会社 社外監査役	2024年6月27日
		涼和総合法律事務所	2024年12月31日
		高木総合法律事務所	2025年1月1日
鈴木 貴子		富士フイルムホールディングス株式会社 社外取締役	2024年6月27日
		株式会社シャルダン 取締役	2024年7月5日
		トラスコ中山株式会社 社外取締役	2025年3月28日
今堀 克彦		日本弁理士会 副会長	2025年3月31日

7. 当事業年度後の取締役の担当および重要な兼職状況の異動は以下のとおりです。

地 位	氏 名	異動年月日	担当および重要な兼職状況
取締役	木村 美代子	2025年6月21日	代表取締役社長 社長執行役員 兼 CEO 兼 開発本部担当
取締役	萩田 直道	2025年6月21日	取締役専務執行役員 構造改革担当 兼 営業推進本部担当 兼 営業戦略本部担当
取締役	亀田 登信	2025年6月21日	取締役常務執行役員 広報・IR部担当 兼 EC事業部担当 兼 品質管理部担当
取締役	鈴木 貴子	2025年6月25日	カルビー株式会社 社外取締役 就任

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたことによって被保険者が負担することになる訴訟費用および損害賠償金等を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象外としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社は、役員報酬に関する決定プロセスの客観性および透明性を確保するため、社外取締役の垣内恵子氏を委員長とし、社外取締役3名（垣内恵子氏、廣川克也氏、岩城みずほ氏）および社内取締役3名（取締役会長 宮本彰、代表取締役社長 社長執行役員 兼 CEO 兼 開発本部長 木村美代子、取締役専務執行役員 管理本部長 兼 CFO 兼 海外事業本部長 兼 海外販売系子会社担当 原田伸一）の計6名で構成される指名・報酬委員会を設置しており、当該取締役会の決議に際して、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、株式報酬で構成されております。なお、社外取締役および監査役は、役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

基本報酬（固定報酬）については、経営環境や世間動向を勘案した上で、各取締役の役位ごとに定められた基準額の範囲内で決定しています。

業績連動報酬である賞与については、賞与算出のための業績指標として、株主の皆様と同じ視点から中長期的な企業価値の向上および株価上昇への貢献意欲を高めるため、ROEを採用し、該当年度のROEに応じて定められている係数を基本報酬に乗じて算出された額に、期末に実施する役員相互評価の結果を踏まえ、最終的に社長評価によって各取締役（社外取締役を除く）の賞与額に反映して決定されます。

非金銭報酬である株式報酬については、中長期的な企業価値向上に対する意識を高めるため、譲渡制限付株式を取締役（社外取締役を除く）に対し、毎年一定の時期に支給しております。譲渡制限付株式の割当数の計算の基準となる支給額は、株主総会において決議された報酬限度額（年額40,000千円）の範囲内、かつ毎年株主総会後の取締役会で決議された各対象者の新月額報酬に役位ごとの係数を乗じた額を基準としております。

個人別報酬における割合は、業績により変動しますが、基本報酬7、業績連動報酬2、非金銭報酬1を目安としております。

上記に基づき、指名・報酬委員会において審議した上で、基本報酬および賞与の総額については、9月の取締役会に付議されます。また、当社は、取締役会の決議により、決定プロセスの客観性および透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会に対して、各取締役の基本報酬および賞与の額の決定を委任しており、指名・報酬委員会は審議の上、適切に当該決定を行っております。譲渡制限付株式報酬については、例年10月開催の取締役会において具体的な支給時期・支給総額等を決定しております。また、当社は、取締役会の決議により、代表取締役社長 社長執行役員 兼 CEO 兼 開発本部長 木村美代子に対して、各対象者への譲渡制限付株式報酬の具体的配分を委任しております。中長期的なインセンティブ報酬としての性質から、会社の業務執行を統括する代表取締役社長が配分の決定を行うことが適切であると考えられるため、上記の権限の委任をしたものであります。代表取締役社長は、当社譲渡制限付株式報酬規程に基づき、適切に各対象者への具体的配分を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬については、2018年9月19日開催の第70回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まれない）と決議されております。当該決議時の対象となる取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。

これとは別枠で、2020年9月17日開催の第72回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、報酬総額は年額40,000千円の範囲内、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年7万株以内と決議されております。当該決議時の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年9月19日開催の第70回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議されております。当該決議時の対象となる監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）であります。

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	189,502千円 (25,260千円)	157,620千円 (25,260千円)	8,297千円 —	23,585千円 —	11名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	26,310千円 (8,400千円)	26,310千円 (8,400千円)	— —	— —	3名 (2名)
合 計	215,812千円	183,930千円	8,297千円	23,585千円	14名

(注) 業績連動報酬の額の算定に用いた前事業年度の業績指標は、ROE△1.3%であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役垣内恵子氏は、高木総合法律事務所に所属する弁護士および株式会社矢野経済研究所の監査役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役廣川克也氏は、一般財団法人SFCフォーラムの業務統括・事務局長およびSFCフォーラムファンドのファンドマネージャーを兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役岩城みずほ氏は、MZ Benefit Consulting株式会社の代表取締役、オフィスベネフィットの代表、特定非営利活動法人みんなのお金のアドバイザー協会の理事長および一般社団法人みんなの金融教育協会の代表理事を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役鈴木貴子氏は、エステ株式会社会の会長、コスモエネルギーホールディングス株式会社の社外取締役および富士フイルムホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役平木いくみ氏は、東京国際大学商学部の教授、早稲田大学総合研究機構マーケティング・コミュニケーション研究所の招聘研究員および早稲田大学大学院商学研究科の非常勤講師を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役今堀克彦氏は、弁理士法人秀和特許事務所の所長である弁理士および株式会社IA Beaconの代表取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役林陽子氏は、税理士法人タクトコンサルティングに所属する税理士を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関し て行った職務の概要

- ・取締役垣内恵子氏は、当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、弁護士の立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員長を務めております。なお、同氏は、第74回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・取締役廣川克也氏は、当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、金融分野に関する幅広い見識と実績を活かして、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務めております。なお、同氏は、第74回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。

- ・取締役岩城みずほ氏は、当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、放送業界での経験と金融商品に関する幅広い知見を活かして、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務めております。なお、同氏は、第74回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」の独立委員会委員に就任しております。
- ・取締役鈴木貴子氏は、当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、企業経営に関する幅広い見識や実績を活かして、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。
- ・取締役平木いくみ氏は、当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、マーケティング論の専門家としての幅広い見識と実績を活かして、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。
- ・監査役今堀克彦氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会11回すべてに出席し、必要に応じ、弁理士としての専門的見地から、主に当社の知的財産権に関しての体制の構築・維持についての発言を行っております。
- ・監査役林陽子氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会11回すべてに出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から、主に会計方針、会計処理の方法等についての発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,200千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 2024年12月13日の監査役会にて、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.KING JIM INDONESIA、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.、KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.、錦宮（上海）貿易有限公司、錦宮（香港）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社では、会計監査人の監査実施の有効性および効率性等の業務執行状況、監査の品質管理等の業務管理体制および独立性、その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会において、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月20日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	24,063,443
現金及び預金	6,831,528
受取手形	226,669
売掛金	5,159,478
商品及び製品	9,700,866
仕掛品	301,213
原材料及び貯蔵品	1,190,668
その他	653,503
貸倒引当金	△484
固定資産	11,449,723
有形固定資産	4,111,615
建物及び構築物	1,889,836
機械装置及び運搬具	296,158
土地	1,570,022
建設仮勘定	56,104
その他	299,493
無形固定資産	1,824,230
のれん	739,574
その他	1,084,655
投資その他の資産	5,513,877
投資有価証券	2,977,800
退職給付に係る資産	1,866,257
繰延税金資産	183,265
その他	487,753
貸倒引当金	△1,199
資産合計	35,513,167

(単位 千円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	8,210,456
支払手形及び買掛金	1,140,419
短期借入金	4,540,000
1年内返済予定の長期借入金	437,806
未払金	759,464
未払法人税等	254,476
契約負債	31,342
役員賞与引当金	6,222
株主優待引当金	37,532
その他	1,003,193
固定負債	3,250,422
長期借入金	1,300,482
繰延税金負債	948,343
退職給付に係る負債	515,723
資産除去債務	41,353
その他	444,518
負債合計	11,460,879
純資産の部	
株主資本	22,342,973
資本金	1,978,690
資本剰余金	1,717,975
利益剰余金	21,593,605
自己株式	△2,947,298
その他の包括利益累計額	1,622,226
その他有価証券評価差額金	1,085,534
繰延ヘッジ損益	921
為替換算調整勘定	420,742
退職給付に係る調整累計額	115,027
新株予約権	87,088
純資産合計	24,052,288
負債・純資産合計	35,513,167

連結損益計算書

(自 2024年6月21日 至 2025年6月20日)

(単位 千円)

科 目										金 額	
売上 売上 販売 営業											

計算書類

貸借対照表 (2025年6月20日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	10,264,329
現金及び預金	571,742
受取手形	15,534
売掛金	3,571,624
商品及び製品	5,000,601
原材料及び貯蔵品	121,507
仕掛品	13,260
前払費用	52,594
関係会社短期貸付金	590,000
未収入金	92,299
その他	235,165
固定資産	18,650,069
有形固定資産	2,363,578
建物	977,437
構築物	23,209
機械及び装置	1,842
車輛運搬具	1,373
工具、器具及び備品	138,739
土地	1,207,097
建設仮勘定	13,023
その他	854
無形固定資産	830,757
ソフトウェア	811,845
その他	18,912
投資その他の資産	15,455,733
投資有価証券	2,956,989
関係会社株式	8,890,343
関係会社出資金	1,559,999
前払年金費用	1,743,294
その他	305,126
貸倒引当金	△19
資産合計	28,914,398

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	7,141,398
支払手形	27,691
買掛金	913,176
短期借入金	4,540,000
関係会社短期借入金	200,000
1年内返済予定の長期借入金	428,566
未払金	304,256
未払費用	365,197
未払法人税等	135,427
契約負債	5,849
役員賞与引当金	6,222
株主優待引当金	37,532
その他	177,478
固定負債	2,611,039
長期借入金	1,285,736
長期未払金	145,065
繰延税金負債	893,326
その他	286,912
負債合計	9,752,438
純資産の部	
株主資本	17,990,585
資本金	1,978,690
資本剰余金	1,841,227
資本準備金	1,840,956
その他資本剰余金	271
利益剰余金	17,117,965
利益準備金	362,100
その他利益剰余金	16,755,865
別途積立金	15,900,000
繰越利益剰余金	855,865
自己株式	△2,947,298
評価・換算差額等	1,084,287
その他有価証券評価差額金	1,083,365
繰延ヘッジ損益	921
新株予約権	87,088
純資産合計	19,161,960
負債・純資産合計	28,914,398

損益計算書 (自 2024年6月21日 至 2025年6月20日)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,219,720
売 上 原 価		16,280,908
売 上 総 利 益		7,938,812
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,637,402
営 業 利 益		301,409
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	631,637	
受 取 賃 貸 料	164,435	
為 替 差 益	11,875	
そ の 他	65,956	873,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63,255	
賃 貸 収 入 原 価	57,077	
そ の 他	37	120,370
経 常 利 益		1,054,944
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	103,087	103,087
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	603	
減 損 損 失	116,057	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	600	117,261
税 引 前 当 期 純 利 益		1,040,770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	122,584	
法 人 税 等 調 整 額	96,941	219,525
当 期 純 利 益		821,245

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月7日

株式会社 キングジム
取締役会 御中有限責任 あずさ 監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 田 辺 拓 央
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 古 川 千 佳
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングジムの2024年6月21日から2025年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キングジム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月7日

株式会社キングジム
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 辺 拓 央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 川 千 佳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングジムの2024年6月21日から2025年6月20日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月21日から2025年6月20日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月8日

株式会社 キングジム 監査役会

監査役(常勤)	清水和人	㊞
監査役	今堀克彦	㊞
監査役	林陽子	㊞

(注) 監査役今堀克彦及び林陽子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(ご参考) トピックス

サステナビリティ

DE&Iの推進

当社は、多様性・公平性・包括性を尊重し、公平な機会のもとで多様な人材が互いに認め合い、それぞれの力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。

女性活躍推進

2030年までに女性管理職比率30%の達成を目標として掲げており、2025年6月20日現在の女性管理職比率は13.8%です。また、直近5年間における新卒採用の女性比率は48.7%となります。性別に関わらずワークライフバランスの向上を図る社内制度を整え、ライフイベントを経ても誰もが働き続けられる環境を目指しています。



DE&I研修の実施

階層別にDE&I研修を実施しています。次世代リーダー候補者を対象とした「ネクストリーダー・ミーティング」では、DE&Iの視点から職場でのリーダーシップやキャリア形成について学ぶ機会を提供しました。また、「エキスパート・ミーティング」では、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を自覚し、DE&Iへの理解を深める社内研修を実施しました。



障がい者雇用

障がい者雇用にも積極的に取り組んでおり、障がいのある従業員へのサポートを整えたサテライトオフィスを設置し、それぞれの個性や能力を尊重した運営を行っています。2025年6月20日現在の障がい者雇用率は2.96%（法定雇用率2.5%）です。

サプライチェーン排出量の算定

当社グループは、2023年6月、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明いたしました。気候変動への対応として、CO₂排出量（Scope1+2）を指標として低減目標を設定し、達成に向けて活動に取り組んでいます。さらに、サプライチェーン全体のCO₂排出量把握に向けて、キングジム単体のScope3の算定を行い開示しています。なお、連結ベースでの算定も進めており、今後開示予定です。

(ご参考) トピックス

ニュース

「テプラ」ウェブCMがギャラクシー賞を受賞

2025年1月27日に公開したウェブCM「#おねがいテプラ」シリーズが、『第62回ギャラクシー賞』CM部門で選奨を受賞いたしました。「#おねがいテプラ」は、オフィスや建設現場、保育園など多様な職場の課題をラベルライター「テプラ」で解決する実証実験型のウェブCMです。本CMを通じて、働く現場での「テプラ」の新たな活用方法を紹介し、ラベリング需要の掘り起こしとビジュアルコミュニケーションツールとしての可能性を提案してまいります。



第62回ギャラクシー賞贈賞式

(C)放送批評懇談会

新製品 リングノート「ラセーノ」発売

「ラセーノ」は、新開発の「やわらか らせんリング」を採用したリングノートです。リングは引っ張るとスルスルと外れ、リーフの差し替えや追加が簡単です。また、上下に分かれたセパレート式のため、手に触れず快適に筆記できます。『2024年度グッドデザイン賞』と『文房具総選挙 2025 (GetNavi)』の「記録する」部門で1位を受賞いたしました。



新製品 「テプラ」PRO SR-R560 発売

ラベルライター「テプラ」PRO SR-R560 は、シリーズで初めてユニバーサルデザインフォントと再生プラスチックを採用したモデルです。加齢による視力低下やロービジョンの方にも読みやすいフォントを搭載し、「建築土木」や「医療」向けの文字変換辞書を新たに加えました。専門用語の入力がスムーズで、効率的にラベルを作成できます。



株主優待制度 変更のご案内

株主様の日頃のご支援にお応えするため、このたび株主優待制度を拡充し、毎年6月20日に加え、12月20日現在の当社株主名簿に記録されている株主様を対象に株主優待制度を実施することといたしました。

基準日	所有株式数	優待内容	ご利用期間
6月20日	300株以上 1,000株未満	キングジム公式オンラインストアで利用できる 6,000円 の株主優待クーポン1枚	2025年10月1日(水)より 2026年1月28日(水) ※グループ会社商品は2025年 11月5日(水)より受付開始
	1,000株以上	キングジム公式オンラインストアで利用できる 12,000円 の株主優待クーポン1枚	



★新設			
12月20日	300株以上	キングジム公式オンラインストアで利用できる 50%割引 の株主優待クーポン1枚 ※割引前の購入額が60,000円(税込)までのご注文に利用できます。	2026年4月21日(火)より 2026年6月17日(水)

各クーポンは、6月20日基準日分は9月下旬、12月20日基準日分は3月上旬に、配当金関連書類と同封して発送いたします。

キングジムグループの人気商品をご用意しております。



※商品は一例です。

キングジム 公式オンラインストア

<https://kingjim.com/>

■株式の概要

発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株

発行済株式の総数 普通株式 31,459,692株

株主数 23,158名

大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,139	7.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,513	5.38
株式会社三井住友銀行	1,306	4.65
キングジム第一共栄持株会	1,024	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	969	3.45
株式会社ヨドバシカメラ	944	3.36
三井住友信託銀行株式会社	898	3.19
有限会社メイフェア・クリエイション	853	3.03
宮本 彰	831	2.96
株式会社エムケージム	775	2.76

(注) 持株比率は自己株式（3,333,516株）を控除して計算しております。

■拠点

本社

東京都千代田区東神田二丁目10番18号

営業拠点

東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県福岡市
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
広島営業所	広島県広島市

物流拠点

東京ロジスティクスセンター	東京都江戸川区
大阪物流センター	大阪府大阪市
福岡物流センター	福岡県福岡市

その他拠点

松戸事業所	千葉県松戸市
-------	--------

グループ会社

株式会社ラドンナ	東京都江東区
株式会社アスカ商会	愛知県名古屋市
株式会社ばん家具	和歌山県海南市
ウインセス株式会社	香川県高松市
ライフオンプロダクツ株式会社	大阪府大阪市
PT.KING JIM INDONESIA	インドネシア東ジャワ州
KING JIM (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア ケダ州
KING JIM (VIETNAM)Co.,Ltd.	ベトナム ビンズン省
錦宮（上海）貿易有限公司	中国上海市
錦宮（香港）有限公司	中国香港特别行政区
錦宮（深圳）商貿有限公司	中国広東省深圳市

(注) 2025年7月1日ビンズン省はホーチミン市に統合されました。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル

ベルサール九段 3階イベントホール

交通のご案内

東京メトロ東西線 九段下駅

7番出口 から徒歩3分

東京メトロ半蔵門線・都営新宿線 九段下駅

5番出口 から徒歩5分

※近隣には「ベルサール神保町」「ベルサール神保町アネックス」がございます。お間違えのないようお気を付けください。

※駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、電車、バス等の交通機関をご利用ください。



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



◎お土産、飲料水のご用意はございません。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

◎サステナビリティへの取り組みの一環およびデジタル化推進の観点から、本年より株主総会決議通知の発注は取り止め、決議結果は当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.kingjim.co.jp/>

株式会社キングジム

東京都千代田区東神田二丁目10番18号